

# 聖和記念病院 介護医療院

## 運 営 規 程

# 介護医療院 運営規程

聖和記念病院 介護医療院

## (事業の目的)

**第1条** 医療法人せいわ会が開設する聖和記念病院 介護医療院（以下「医療院」という。）が行なう指定介護医療院サービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営規程に関する事項を定め、医療院の医師、薬剤師、栄養士、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員その他の職員（以下「従業者」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適切なサービスを提供することを目的とする。

## (運営の方針)

**第2条** 医療院は、長期にわたり療養が必要である要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行なうことにより、その利用者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう努めるものとする。

2 医療院は、入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立ってサービスの提供に努めるものとする。

3 医療院は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家族との結びつきを重視した運営を行ない、関係市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

## (名称及び所在地)

**第3条** 指定介護医療院の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 聖和記念病院 介護医療院
- ② 所在地 小郡市津古字半女寺1470番地の1

## (従業者の職種、員数及び業務内容)

**第4条** サービスの提供にあたる従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名  
管理者は医療院の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行なう。
- ② 医師 1名  
医師は入居者の病状に応じて適切に診療を行なう。
- ③ 薬剤師 1名  
薬剤師は施薬、処方及び服薬指導を行なう。
- ④ 管理栄養士 1名  
管理栄養士は必要な栄養管理及び指導を行なう。
- ⑤ 看護職員 6名  
看護職員は医療院において看護の提供に当たる。
- ⑥ 介護職員 8名  
介護職員は医療院において介護の提供に当たる。

- ⑦ 理学療法士又は作業療法士・言語聴覚士 相当数  
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は機能訓練の提供に当たる。
- ⑧ 介護支援専門員 1名  
介護支援専門員は施設サービス計画の作成に関する業務に当たる。

#### (定員)

**第5条** 医療院の定員は病棟ごとに次のとおりとする。  
32名

#### (提供するサービスの内容)

**第6条** 医療院で提供するサービスの内容は次のとおりとする

- ① 療養上の医学的管理
- ② 看護
- ③ 介護
- ④ 機能訓練その他必要な医療

#### (利用料等)

**第7条** 医療院でサービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定介護医療院サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割とする。ただし、介護保険法第49条の2に規定する要介護被保険者は2割または3割の額とする。(その負担割合については、市区町村から届く負担割合証にて確認する。)

- 2 居住費、食費については、別紙重要事項説明書記載のとおりとする。
- 3 前項のほか、次の各号に掲げる費用の額を希望される入居者から徴収する。
  - ① 厚生労働大臣が定める基準に基づき、入居者が選定する特別な個室の提供に要す費用。
  - ② 入居者が選定する特別な食事の提供に要する費用。
  - ③ 理美容代。
  - ④ 前各号に掲げるもののほか、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入居者に負担させることが適当と認められる費用。
- 4 利用料等の支払いを受けるためには、事前に入居者や又はその家族に対して文章で説明した上で、支払いに同意する旨の同意を文章で受けることとする。

#### (サービスの提供開始に当たっての留意事項)

**第8条** サービス提供の開始にあたっては、あらかじめ入居者又はその家族に対して、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他入居者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文章を交付して説明を行ない、入居者の同意を得るものとする。

- 2 入居者又はその家族は、医療院の規律を守り、他の入居者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 3 入居者又はその家族は、医療院の設備及び備品を利用するにあたっては、従業員の指示や定められた取扱い要領に従い、当該設備を破損することのないよう、また安全性の確保に留意するものとする。
- 4 入居者又はその家族は、火気の取扱いに注意すると共に医療院の安全衛生を害する行為をしてはならない。

## (非常災害対策)

- 第9条** 従業者は地震及び火災等の非常災害に際し、利用者の人命の安全確保を最優先とした避難、誘導等の措置をとらなければならない。
- 2 従業者は消火器、消火栓等の消火設備、救急品、避難具等の備え付け場所ならびにその使用方法を熟知しておかなければならない。
  - 3 従業者は非常災害を発見、又はその発生の危険性を察知したときは、臨機の措置をとるとともに、当該状況を管理者もしくは他の従業者に連絡し、所轄消防機関等に通報するなど適切な措置によりその被害を最小限にとどめるよう努めなければならない。
  - 4 消防法第8条に規定する防火責任者は、非常災害に関する具体的計画（消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画）を策定するとともに、当該計画に基づく消火、通報及び非難訓練（年2回実施）等の消防業務を行なうものとする。

## (事故発生時の対応)

- 第10条** 医療院は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに入居者の家族に連絡を行なうと共に必要な措置を講ずる。又、事故の原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じる。
- 2 事故の原因を解明し、再発を防止するための対策を講じるために、リスクマネジメント委員会を設置します。その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制や事故再発防止のための指針の整備を図り、適切に実施するために安全対策担当者選任しています。
  - 3 医療院は、サービス提供に伴って、医療院の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行なう。但し、医療院の責めに帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

## (身体拘束の制限)

- 第11条** 医療院は、そのサービス提供にあたっては、入居者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為を行ってはならない。
- 緊急やむを得ず身体拘束を行なう場合には、その態様及び時間、その最の入居者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。

## (苦情処理)

- 第12条** 医療院は、提供したサービスに関する入居者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口等を設置し必要な措置を講ずるものとする。

## (個人情報保護に関する事項)

- 第13条** 従業者は個人情報保護に際しては、当法人が定める「個人情報の保護に関する規則」および「個人情報の保護に関する法律」「同施行令」「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」に基づき、利用者又はその家族に関する個人情報を適切に取扱い、信頼される医療院であるよう惜しまぬ努力を続けていくものとする。
- 2 医療院が得た入居者及びその家族の個人情報については、医療院でのサービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、必要に応じては入居者又はその家族に了承を得るものとする。

### (虐待防止に関する事項)

第14条 医療院は、入居者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
  - ② 入居者及びその家族からの苦情処理体制の整備
  - ③ 医療院における虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催
  - ④ その他虐待防止のために必要な措置
- 2 医療院は、サービス提供中に従業者又は入居者の家族等による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

### (業務継続計画の策定に関する事項)

第15条 医療院は、感染症や非常災害発生時において、入居者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

- 2 医療院は、従業者に対し、当該業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年2回）に行うものとする。
- 3 医療院は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

### (感染症の予防及びまん延の防止に関する事項)

第16条 医療院は、施設内において感染症が発症し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講ずる。

- ① 医療院における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ② 医療院における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備すること。
- ③ 医療院において、従業者に対して、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的（年2回）に行うものとする。

### (その他運営に関する重要事項)

第17条 従業者の資質の向上を図るために、研修の機会を次のとおり設けることとし、又、これに係る業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1カ月以内
  - ② 継続研修 年1回
- 2 従業者は、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持する。
  - 3 従業者であった者に業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持させるため従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
  - 4 医療院は、従業者に対して毎年1回は定期の健康診断を受ける機会を設けて、従業者の健康管理に努める。又、臨時に行なう健康診断や伝染病予防のために行なう検査及び予防接種も同様である。
  - 5 医療院は適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動優越的な関係を背景としたものにより従業者の就業環境が害されることを防止、入居者又はその家族等からの暴行、脅迫、暴言、不当な要求等の著しい迷惑行為に関して、事業主は、相談に応じ、適切に対応するための体制の整備や被害者への配慮の取組を行うことや被害を防止するための取組を行うことの明確化した必要な措置を講ずる。

